

令和3年度第9回協働支援会議

令和3年8月31日（火）午後2時

オンライン会議

出席者：藤井委員、関口委員、平野委員、松井委員、則竹委員、伊藤委員、山田委員、
行政管理課長

事務局：大庭主査、丹野主任

藤井座長 それでは、ただいまから第9回協働支援会議を行います。定足数ですが、過半数の参加が認められるので、会議は成立したと申し上げることができます。

それでは、資料確認です。配付資料について、事務局から説明をお願いします。

事務局 皆様に昨日データで送らせていただいております資料も含めて、次第のほかに「民間提案制度について」という両面印刷されている資料と、フロー図が記載されている資料がございます。そちらはお手元にありますでしょうか。

では、座長、このまま議題に入ってもよろしいでしょうか。

藤井座長 それでは、議事に入ります。議事の1、民間提案制度について説明をよろしくをお願いします。

事務局 始めに事務局より経緯を簡単にご説明させていただきます。

本日の議題「民間提案制度について」、こちらにつきましては、これまでに令和2年度の第1回協働支援会議と令和3年度の第4回、第5回の協働支援会議で行政管理課から先進自治体で実施している取り組みの紹介や、制度設計の方向性について説明がありました。

本日は行政管理課より、制度について改めてご説明させていただきます。それでは行政管理課長、よろしくお願いたします。

行政管理課長 行政管理課長の原田でございます。皆さん、聞こえますでしょうか。

伊藤委員 聞こえます。

行政管理課長 それでは、私のほうから令和4年度から実施を予定しております民間提案制度につきまして、協働支援会議での議論や民間事業者等へのサウンディング、また他自治体の状況を踏まえまして、制度の目的や対象、提案の評価方法などについて骨子的なものを検討いたしましたので、お配りいたしました資料に従いましてご報告させていただきます。

こちらの民間提案制度についてという資料をごらんいただければと思います。

まず、1番、制度の目的でございます。民間提案制度は、民間事業者やNPO法人、任意団体等、以下「民間事業者等」と言わせていただきますが、この民間事業者等から柔軟な発想や専門性を生かした提案を募集し、民間事業者等と区との役割を分担しながら、区民サービスの向上や業務の効率化等による財政負担の軽減に取り組むことで、より質の高い行政サービスの提供につなげることを目的としたいというふうに考えてございます。

続きまして、対象となる提案事業でございます。こちらは民間提案制度で募集する提案について、区が実施している事業の改善や区が課題と考える事業の提案のうち、区民サービスの向上や効果的・効率的な行政サービスの提供等の実現につながるもの、また経費の削減や新たな歳入の確保等により財政の負担軽減に資するものといったところを対象事業としたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、課題等の公表でございます。こちらについては、民間の方々から提案が出やすいよう区が課題と考えることや既存事業のリストなどを公表いたしまして、民間提案制度の活用促進に努めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、提案者の要件でございます。民間提案制度の提案者につきましては、区の事業を実施していただく場合もありますので、提案する事業の十分な業務遂行能力を有しているものとしてほしいというふうに考えてございます。このため個人は含まないものとしてほしいというふうに考えてございます。

続きまして、相談窓口の設置でございます。こちらは民間提案制度相談窓口を行政管理課に設置いたしまして、民間提案制度の利用に当たっての相談や事前の協議を、まずは行政管理課のほうで一元的に受け付けたいというふうに考えてございます。

続きまして、提案の評価でございます。提案の評価は次の手順で行う予定でございます。まずは提案評価委員会です。区は、提案に対する評価を行うための委員会を設置いたしまして、提案の独自性、区民の利益、区財政の負担軽減、実現性等の評価基準に基づき提案の評価を行います。その後、区長は提案評価委員会の評価を踏まえまして、最終的に提案の採否を決定することとしたいというふうに考えてございます。

続きまして、2ページ目をごらんいただければと思います。結果の公表でございます。区は、提案を採用された事業につきまして、区公式ホームページ等で公表してまいります。

続きまして、採用事業の実施についてでございます。区は採用事業につきまして、以下の手順で実施いたします。

まず、予算措置でございます。事業所管部署は採用事業の内容を整理いたしまして、予算要求を行います。

また、(2)でございますが、採用事業につきまして原則としてプロポーザル方式により事業者を選定いたします。なお、プロポーザル実施時には、提案者へのインセンティブとして評価点を加点する予定でございます。また、公募による事業者の選定に適さない事業につきましては、随意契約で提案者と事業実施についての契約を行います。

続きまして、知的財産権の侵害防止でございます。区は、提案内容につきまして、提案者の知的財産権を侵害しないよう必要な措置を講じます。ただし、提案が採用された場合には、区が事業実施にあたり必要となる部分について、提案内容を使用できるよう必要な措置を講じたいというふうに考えております。

最後に、研修の実施でございます。区は、関係職員に対する研修を実施するなど円滑な事業実施のため、職員の意識啓発等に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、事業の骨子といったところでございますが、もう1枚参考資料といたしまして民間提案制度の募集のイメージといったところを添付しておりますので、民間提案制度の流れにつきまして、この図をもとに簡単にご説明をさせていただきます。

まず、提案者のほうから事前協議といったような形で相談がある場合につきましては、民間提案制度の相談窓口である行政管理課で協議を受け付けいたします。行政管理課ではその提案内容に基づきまして事業担当課のほうを選定いたしまして、事業担当課と、また提案者とともに協議内容に基づく意見の整理、また事業の実現可能性などを協議しながら提案の準備に進みたいというふうに考えております。

こちらは意見の整理に基づきまして、ある程度提案できるだろうという内容でございましたら、提案者のほうに事業提案につきまして必要な項目を記載していただきまして提案書の提出をしていただきます。その内容につきましては行政管理課、または事業担当課のほうでも確認をしております。

こういったものを通じまして、提案書の体裁が整いましたら民間提案制度提案評価委員会、こちらのほうで評価をしていきたいというふうに考えているところでございます。この評価委員会の評価に基づきまして、提案の採否について最終的に区長のほうでご判断いただき、提案をすべきという判断がございましたら、その提案につきましては採用というような形になります。

その後、採用された事業につきましては、行政管理課のほうで結果を公表させていただくとともに、提案者のほうでは事業開始への準備等について協力していただく。また、事業担当課のほうでは予算要求、または事業実施に向けて事業者の選定といったような手続を行っていただくこととなります。その後、新年度から事業を開始するというような流れで民間提案制度につきまして提案を受け、事業を実施していくという流れを想定しているところでございます。

以上、雑駁でございますが、民間提案制度につきまして行政管理課として少し骨子的なところを検討いたしましたのでご報告させていただいたところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

藤井座長 どうもご苦労さまでした。それでは、これから委員の皆さんから質疑応答をしていただきたいと思います。ご発声に際してはいつもと同様、議事録作成のためにご発言の前にお名前をお願いいたします。

それでは、これから自由にご発言、ご質問をお願いしたいと思います。ご意見も結構です。質疑だけではなくてご意見もお願いいたします。

いかがでしょうか。松井委員、お願いします。

松井委員 松井でございます。よろしくお願いたします。

ご説明ありがとうございました。前回6月のときに質問したことが、もし決まっていれば教えてほしいというのがあります。初年度の応募の採択の目標はどのぐらいになっているかということをお聞きしたいので、お願いたします。

以上です。

行政管理課長 まず目標値につきましては、特に何件採択するということは設定するといった予定はなくて、むしろ多くのいい提案が出てくれば多く採用したいというふうを考えておりますし、そうでなければ採択がないというようなことも想定できるかなというふうに思っておりますので、あくまでもどれだけの提案が受けられる事業があるかといったような点で判断していければというふうに考えているところでございます。

松井委員 ありがとうございます。

藤井座長 ほかはいかがでしょうか。今、松井委員からもお話があった、前回の説明のときにもかなり活発な質問やご意見が出たと思うのですが、6月から2カ月ちょっと熟成期間があつてということですので、そのときに質問されたこと、再度ご確認ということも含めてどうぞお願いたします。

行政管理課長 あともう1点、松井委員へのお答えなのですが、民間提案制度の名称について何度かご質問いただいたのは承知しているところですが、区としてはどうしても、この名称で今までいろいろ対外的にもお話ししてきた面もございますので、名称については大変恐れ入りますが、まずはこの名称で進めさせていただければというふうに考えているところがございます。

補足の説明でございますが、ご理解いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

松井委員 松井です。ありがとうございます。

藤井座長 平野委員。

平野委員 平野でございます。本日は概要を教えていただきましてありがとうございます。

行政管理課長 ありがとうございます。

平野委員 こちらの民間提案制度の制度案についての団体についてお伺いしたいのですが、対象となる提案事業ということを提案する事業者は、新宿区に住んでいるのだとか、新宿区と関係あるという部分の何かの縛りがあるのかということと、これがもし採択されて、この事業者の方が事業を始める、あるいは新宿区と契約する時期に供託金だとか、何かしら担保するようなその資金的なものというものは、何か要件等として想定されているのかについて教えてくださいませ。

行政管理課長 まず1点目に申請に当たっての地域要件につきましては、特段区内の事業者ではないといけないというような要件は設けない予定でございます。

また、供託金等につきましては、これは特に民間提案制度だから必要というわけではなくて、区のほうで契約制度の中で供託金が必要なものであれば必要になりますし、そうでないような事業でございましたら、特段そういったものは求めない予定でございます。

以上でございます。

平野委員 ありがとうございます。

藤井座長 よろしいですか。それでは、ほかに。則竹委員。

則竹委員 則竹でございます。質問させていただきたいと思います。

資料の項目の3です。テーマといいますか、リストを事前に公表されるという方式ですが、一般的にこの民間提案制度を導入されている例えば横浜市なんかの事例を拝見する限りだと、いわゆるテーマ提案という今回想定されているような、行政のほうからテーマを

示して、それに対して公募を受け付けるというような形、スタイルとそれからフリー提案という形で、民間のほうからの提案ですね。あとは包括連携みたいなものもあるというふうに理解しているのですけれども、今回新宿区のほうでお考えになられているのは、その類型で言うとまさにそのテーマ提案みたいなスタイル。つまり行政のほうからこういった課題があるよということで、それに基づいて提案をお願いしますと。

まずこういうスタイルでスタートされて、将来的に何か間口を広げてフリー提案みたいなものも取り組まれようと思っていらっしゃるのか、それとも、もうこのテーマというのは、あらかじめ行政のほうから示すというスタイルを続けていこうという方針でスタート。スタートというか、その後もそういう方針で行こうとされているのか。

どちらがいいとか悪いとかいうのは、私もわからないのですけれども、ほかの自治体のやり方を見るとリストの方式とフリー提案の方式を取り入れているところも多々あるようですので、そのあたりのスタンスについて確認させていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

行政管理課長 わかりました。フリー型提案とテーマ型提案についてのお尋ねでございますが、結論から言いますと区といたしましては、両方の方式を実施していきたいというふうに思っております。

テーマ型につきましては、当然具体的な事業を民間事業者と一緒にやりたいというようなテーマがございましたら、具体的なテーマを設定してそれぞれ実施する予定でございます。

ただ、フリー型提案につきましては、これは民間事業者等からサウンディング等でも多くご意見いただいたのですが、やはり行政でどういった事業をやっているのか。また、どういったものを課題として捉えているのかというのがわからないと、なかなか事業者としても自由に提案をしづらいと。

そういったご意見も多くいただきましたので、今回この3番で課題等の公表というものをさせていただく想定といたしましては、事業者の方からフリー型提案といたしまして、多くの提案を区としてぜひ出していただきたいと。そういった想定でこちらの課題等の公表といったようなところを広く行っていければというふうに考えているところでございます。

むしろそのテーマ型というようなことを仮に実施する場合につきましては、ある程度事業というものを限定したような形で実施することになろうかなと思っております。

一方でこの課題につきましては、ある程度区としては広くこういったものが課題と考えておりますので、いい提案があったらお願いしますといったような意味合いで出す予定でございますので、そういった意味でのフリー型というような形でご提案いただきたいという趣旨で、こちらの公表する課題一覧についてつくらせていただいているところでございます。

以上でございます。

則竹委員 ということは初年度から両方、テーマ型もフリー型も受け付けますというイメージで捉えてよろしいのでしょうか。

行政管理課長 特にフリー型につきましては、初年度から実施する予定でございます。また、テーマ型につきましては、各課にこれからそういったものを募っていきますので、区としてテーマ型としてやるべき事業があるような場合につきましては、適宜実施していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

則竹委員 ということなのですね。では、フリー型が前提ということで、テーマ型が何かあればという。いわばフリーがメインのほうで、テーマ型は行政のほうからオプションみたいな、そんなイメージなののでしょうか。

行政管理課長 そのようなイメージを持っているところです。

則竹委員 なるほど、わかりました。ありがとうございます。

行政管理課長 お願いいたします。

藤井座長 ほかにいかがでしょうか。伊藤委員。

伊藤委員 3番の課題などの公表についてなのですが、区が課題と考えることはそんなに膨大なものではないと思うのです。次の既存事業のリスト、これはかなり膨大なものになると思うのです。これは全てなのか、それとも新宿区がこの事業について、ぜひとも歳費削減や歳入の確保が図りたいというものを公表していくのかどうかということと、その場合の媒体は何を考えていらっしゃるのかということなのです。

以上です。

行政管理課長 かしこまりました。現在の想定というところになってしまいますが、基本的には既存事業につきましては、先ほど伊藤委員のほうから膨大な量になるともお話しいただいたのですが、区の事業につきまして基本的には全てお出しするような形で考えております。

実は区のほうでこういう形で予算の概要ということで、予算事業ということで区の事業一覧になっているものがございますが、そのようなイメージで、区が実施している基本的には全ての事業といったようなところを公表していきたいというふうに考えているところがございます。

その一方で、特に伊藤委員に先ほど触れていただきました区の歳入、特に増やしたいとか、こういった事業を少しやりたいなというようなものがありましたら、そちらについては区が課題と考えるとといったようなところで一覧表として出していくということを考えているところがございます。

以上でございます。

あともう1点、媒体といったところがございますが、現時点ではホームページのほうでこちらのリストにつきましては、民間提案制度の紹介とともに公表していきたいというふうに考えているところがございます。

以上でございます。

藤井座長 ほかはいかがでしょうか。では、私からお伺いします。前回の提案制度についての6月にご報告いただいたときに、今後のスケジュールということで、7月までに民間事業者へのサウンディング調査をされて、そして12月に決定。1月から3月に周知というスケジュールがお示しいただいていたと思うのですが、このロードマップというのは基本的には変わらないということでしょうか。

行政管理課長 スケジュールについてでございますが、今、座長のほうからいただいたスケジュールは変わりなく進めていきたいというふうに考えているところがございます。

藤井座長 6月に概要説明していただいて、その後サウンディング調査をされたということで、もし差し支えなければそのときの民間事業者からのどのようなフィードバックがあったのかということについてご報告いただければと思います。

行政管理課長 かしこまりました。まず、サウンディング調査につきましては、全部で7社行わせていただきまして、特に民間事業者が5社、NPO法人の方々からは2法人に、サウンディングをさせていただいたところがございます。やはり大きく2、3点あったかなと思っているのですが、1点目はやはりインセンティブや随意契約等について、提案した方ができる限り採択できるような仕組みといったようなインセンティブを設定していただきたいというようなご意見が、非常に多かったかなと。

もう1点が、やはり知的財産権の保護です。民間事業者としては、それなりのノウハウ

を出して提案しますので、そういったところはできる限り保護していただける体制をとっていただきたいという意見も非常に多くいただいたところでございます。

また、もう1点多かったのが、やはりどの自治体でも提案後に事業の所管課との調整でうまくいかなくて、実現に至らないケースが多いというようなお話もありますので、これは行政管理課が担うこととなりますが、公民連携の担当部署は、ぜひそれを突破できるように頑張りたいというようにご意見も多くいただいたといったようなところでございます。

大きく言うとやはりこういった意見が多かったかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

藤井座長 どうもありがとうございます。では、加えて12月に決定ということですが、その決定の手續というか、それについて簡単なその概要、どういう手續で決定に至るのかということもお教えいただければと思います。

行政管理課長 かしこまりました。今後の手續といたしましては、まずはインセンティブ等を設定するに当たりましては、これは庁内の手續であります。そういった入札契約制度検討委員会といったようなところに報告する必要がありますので、そういったところに向けさせていただいた上で、最終的には本日の骨子案をもとにいたしまして、制度の要綱であるとかそういったものを整備させていただきまして、区のほうに調整会議といった、様々な部署と調整するための会議がございますので、そういったところに諮らせていただいた上で区長からご決定をいただくと。そういった手続きを年内に進めていきたいと考えております。

その決定をいただいた後、議会のほうにもご報告させていただいた上で、対外的にこの制度の周知を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

手續としては以上でございます。

藤井座長 ありがとうございます。それで周知というのは、1月から3月は先ほど伊藤委員からご質問がありましたが、ホームページ上で周知される、制度周知が図られるとわかりました。

行政管理課長 よろしくお願いたします。もう1点なのですが、当然ホームページや加えまして制度の周知に当たりましては、広報であったりとか、また公民連携に関して促進しようとする団体もいますので、このような団体の媒体を使いまして、新宿区でこうい

ったことをやっているといったところを周知していきたいと考えております。

以上でございます。

藤井座長 どうも。いかがでしょうか、皆さん、ご意見、ご質問ありますか。松井委員。

松井委員 松井でございます。6番と10番について質問させていただきます。

まず6番の(1)の提案評価委員会なのですが、こちらは大体何名ぐらいで、構成員はどのような形を想定しているのかを教えてください。これが1点目です。

それで、10番についてですが、この研修というのは一体どういうものなのか、もし具体的に決まっているようであれば教えてください。

以上の2点です。

行政管理課長 わかりました。まず、1点目の提案評価委員会につきましては、これはいろんな自治体の例を見ますと、庁内の職員だけで構成しているようなところもあれば、外部の方も入れてやっているところもあるといったような中で、やはり区といたしましては、まず評価に客観性を持たせる必要があるかなというふうに思っておりますので、外部の委員の方にも入っていただきたいというふうに思っているところでございます。

また、一方でこの提案された事業をしっかりと区としても実施していくといったような体制も構築していきたいと考えておりますので、メンバーについてはこれから選定していきますが、例えば予算の部署であるとか、契約の部署であるとか、そういった職員も委員に入れて、提案された事業につきましてはしっかりと区としても実施できるような体制についても、この評価委員会が担保できるような形で検討していければというふうに考えているところでございます。

また、2点目の人数につきましても、そんなに大勢というところは考えていないところですが、恐らく5名から10名ぐらいというようなところで少し検討していきたいというふうに思っているところでございます。

続きまして、研修の実施でございますが、これも他自治体の方々にいろいろお話を伺う限り、やはりその職員の理解です。提案を受けてもなかなか担当部署の方が理解をしていただかず、提案を具体的に進めていくのがやはり難しいというような課題がいろんな自治体であると聞いておりますので、この研修については、具体的な内容については、今後詰めていくところでございますが、多くの職員が公民連携の重要性。民間事業者とタイアップして事業をしていくといったような意識づくりができるような研修というようなところを実施していきたいというふうに思っております。

簡単に言えば行政管理課からこういう話があったときにも、しっかりと皆さん意識を持って検討していただけるというような意識が醸成できるように、この研修を通じてそういったものを努めてまいりたなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

松井委員 ありがとうございます。

藤井座長 いかがでしょうか。ほかにご質問やご意見がありましたらどうぞ。こちらから指名するのもあれなのですが、関口委員が音なしなので関口委員、ご質問か何かありますか。

関口委員 ありがとうございます。関口です。いろいろときっちり出た意見も検討の上で反映していただいているものなので、別に特にいい方向なのかなとは思っているのですが、何回か私も言っているのですが、取っかかりとして、民間提案制度をこういう形で始められるというのは、第一歩として大きいことだとは思いますが、結局のところ私、民間企業で余り働いたことがない。NPOでしか働いた経験がないのですが、いわゆるBPRとか、ビジネスプロセス・リエンジニアリングでしたか。

竹井委員がいればきっと突っ込んでくれるのですが、要はこの提案制度とかも通じて何か区役所さんの仕事のあり方とか手続の進め方とか、そういうところまで射程に。まずはいわゆる予算のついている事業というイメージだと思うのですが、例えばAIを使って横浜市だったら保育の入所があつという間に、人力よりかよっぽど速かった。みんなストレスも軽減されて、みんなハッピーというなお話があったり、つくば市とかだとそういった、デジタルに力を入れているという話が出ていると思うのですが、行く行くは手続的な改善の提案とか、予算のつく事業だけではなくて、もしかしたら国でやっている規制改革・行政改革政策ホットライン、縦割り110番みたいな。

多分、今最初の取っかかりとしては、これは十分ありだと思うのですが、例えば区民の方とかが団体をつくって提案するとかというときは、そんな洗練されたビジネスプランになっていないと思うのです。ただ何か思いはあると。何でこんな無駄なことをやっているのだと、俺らがやるよとか、僕らの団体でできるよ、こんなことっていう感じの提案も来るといいことだと考えています。

そこには多分この制度の主な範囲である提案と、あとは何かそういうどっちかという手続の改善だとか、もっと公民館の予約が簡単にできればいいとか、この制度が周知されればされるほど、もしかしたらそういうごちゃまぜの提案が入ってくるかもしれないの

で、それをうまくさばいて、「いやいや、これ、うち、基本的にこの100万以上の予算だけなので」とむげにせず、そこに多分、区役所の仕事改革の種がいっぱい眠っていると思うので、そこら辺は大事に拾ってあげるといいかなという気がしています。

行政管理課長 貴重なご意見ありがとうございます。まさにそのBPRというお話もいただきましたが、そういった提案といったものも当然この民間、効果的・効率的な行政運営として必要なものですし、この民間提案制度の対象というふうに考えておりますので、そういった話もしっかりとお聞きしながら、実現できるものについてはしっかり実現できるような形で進めていきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

藤井座長 伊藤委員。

伊藤委員 先ほどありました松井委員が質問された10番かな。そこで行政管理課長がお答えになりました、この民間提案事業に対する職員の理解を深めて、重要性が認識できるような研修を行うということをおっしゃったのですが、私たちが今やっている協働事業についても係長研修、課長研修といろいろやらせていただいたのですけれども、結構マイナスの意見というか、ここの中でマイナスの考え方の方がかなり多いような印象を、その当時受けたのです。

そこはどこに原因があったかという通常の間、人員体制の中で新しい仕事が入ってくると、自分たちの労働過多になるというような意見などがあったようなことを聞いていますので、そこら辺をうまく研修で紹介するというか、溶かしていただかないと、また二の舞いになってしまうような気がしたのでちょっと老婆心ながら言わせていただきました。

行政管理課長 伊藤委員、ありがとうございます。本当にお話しいただいたとおりにかと思っておりますので、そういったところもしっかりと踏まえまして進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

藤井座長 どうでしょう。ほかにご意見、ご質疑いかがでしょうか。前回、6月概要説明していただいた提案の資料と今回骨子をつくっていただいた、それと比べると先ほどサウンディング調査をされてこういうことがあったということをおっしゃったのですが、それがやはりフィードバックされて、前回のドラフトからかなりある程度相当リバイスされているなという印象がありまして、そういう内容を詰められたのだということ、改めてそう思いました。

行政管理課長 ありがとうございます。

藤井座長 いかがでしょうか。前回もかなり議論されてということですので。

山田委員、お願いします。

山田委員 先ほど伊藤委員が言われたところとも関係するのですけれども、ここにいるのは協働支援会議ということで、平成16年の新宿区と地域との協働のマスタープラン、その計画のところから新宿区の協働を進めてきたというところが立ち位置になっています。

その中でもやっぱり協働の6原則というところがうたわれていて、対等、平等な関係でやっていくのですとか、関係性を公開してやっていくのですとか。協働の立場からすれば、それを発展的に継承して、飲み込んで民間提案制度になっていくのかなというところが立ち位置だと思います。この間、各委員からいただいた意見等で言えば、例えば職員の研修、気持ちはどうなのだとか、あるいは行政からの課題提起・提案はどうなのだと。一つ一つがNPOとの関係で、ある意味ぶつかってきてクリアができたところもあれば、できなかったところがあるという中で、今日ここまで来ています。その辺のところを、実際制度を運用していく中でしっかり押さえて運営をしていただければということの叱咤激励だけさせていただくと意見とさせていただければと思います。総括的な意見ですみません。

以上になります。

行政管理課長 ありがとうございます。ここでこういう発言をするのはあれなのですけれども、この民間提案制度を考える上で、山田委員からのいろいろそういったご意見等も踏まえながら進めさせていただいておりますので、今後ともいろいろ叱咤激励、厳しいご意見等も踏まえましてよろしくお願いいたします。

以上でございます。

藤井座長 どうも。どうでしょう。もしご意見、ご質疑がよろしければ、今回の議事の民間提案制度については、これをもって次の議題であるその他に進ませていただければと思いますがいかがでしょうか。よろしいですか。

平野委員 オーケーです。

行政管理課長 どうもありがとうございました。

藤井座長 どうもご苦労さまでした。

それでは、議事、その他についてですが、何かご用意されているものがありますか。

事務局 本日特にその他の事項がございませんので、お時間許す限り皆様にいろいろもし議論があるようでしたら、時間が足りなくなっはいけないなといったところで、ちょっと多めに時間を持たせていただいた次第です。

特に今回は協働の担当のからも、その他としてご案内することはないのですが、もしそのほか皆様のほうからもないようでしたら、次回のご案内をさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

藤井座長 もういいのではないのでしょうか。

事務局 承知いたしました。

藤井座長 では、次回の開催についてお願いいたします。

事務局 次回の開催についてご案内させていただきます。今回は9月30日を予定しております。議題は一般事業助成の見直しについてです。開催方法につきまして、今回は書面による開催を予定させていただいております。

といいますのも、一般事業助成の制度の見直しに当たりまして、来年度の区の予算要求との関係があり、9月下旬の段階で委員の皆様からご意見などを賜りたいなというところがございます。

ただ、その期間は、区議会の期間と重なっておりまして、まことに勝手ですけれども、このようなオンライン会議でもなく、書面会議ということで開催させていただきたいと考えております。

また、詳細や資料につきましては、皆様にメールでご案内させていただくことになろうかと思っておりますのでどうぞよろしくをお願いいたします。

事務局から、次回のご案内については以上となります。

藤井座長 どうも。今回は、第10回協働支援会議は書面会議ということで、9月30日に実施すると。それ以降の会議日程はこれからお決めになられると思いますが、固まり次第できるだけ早めにお知らせください。

事務局 そうですね、新しい日程表については、皆様に書面で配付させていただこうと思っております。そちらは9月30日より前にはご案内ができると思いますので、ご確認いただけますでしょうか。

藤井座長 ありがとうございます。

事務局 よろしくをお願いいたします。

藤井座長 それでは、予定時間前ですが、これで本日の第9回協働支援会議を終えたいと思います。どうも皆様ご苦労さまでした。ありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。

— 了 —